

生駒市議会の見学受入れに関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、生駒市議会が団体による見学を受け入れる際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 見学の受付に関する事務は、議会事務局において行う。

2 見学の対応は、生駒市議会広報広聴委員会において協議する。

(受入日時)

第3条 見学の受入日時は、議会会期中を除く開庁日の午前9時から午後5時までの間で2時間以内とする。ただし、見学を希望する団体、双方の都合により当該指定の日時に対応することが困難であることが明らかな場合、その他やむを得ない事情により当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(申請)

第4条 見学を希望する団体は、生駒市議会見学申請書（別記様式）を持参又は郵送又はファクス又はメールにより議会事務局に提出するものとする。

(決定及び通知)

第5条 議長は、前条の規定による申請があったときは、申請団体の設立趣旨、申請団体の活動内容、見学の目的及び見学の内容等を審査、調整の上、見学受入れの可否を決定し、申請団体に通知するものとする。

(受入基準)

第6条 議長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは前条の受入れを許可しないものとする。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした催し等を行うおそれがあるとき

(3) その他議長が受け入れることが適当でないと認めるとき

(委任)

第7条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この指針は、令和6年11月28日から施行する。